



## 意見書

### (要旨)

1. 周波数割当計画において一般業務用での使用は、移動体識別用、及びスポーツ・レジャー用のうち競技・訓練用のみとし、用途を限定するべきである
2. 周波数割当計画においてスポーツ・レジャー用の使用周波数(928.5MHzを超え929MHz以下)を明確にし、別表の記載も移動体識別用、スポーツ・レジャー用に限定して記載するべきである

### (本文)

周波数割当て計画の周波数の使用に関する条件は、隣接システムとの干渉検討を行った上で規定するべきであると考えており、以下の2項目を要望致します。

1. 周波数割当計画において一般業務用での使用は、移動体識別用、及びスポーツ・レジャー用のうち競技・訓練用(※1)のみとし、用途を限定するべきである

従来、915～930MHzの一般業務用無線局における周波数割当計画の周波数の使用に関する条件は、「一般業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表6-2による。」と規定され、一般業務用の用途は移動体識別用に限定されていました。

今回、スポーツ・レジャー用の競技訓練用無線導入に向けた制度整備に伴い、この条件を「一般業務用のうち、移動体識別用への割当ては、別表6-2による。」としていますが、一般業務用の移動体識別用及びスポーツ・レジャー用以外の割当てでも可能であるように解釈出来ます。

競技訓練用無線の導入にあたっては、隣接システム事業者による干渉検討を行い、問題ないことを確認した後、周波数割当て計画に反映させています。この干渉検討を行わずに一般業務用の用途を限定しない場合、隣接システムに干渉を及ぼす危惧があります。

従って、周波数割当計画において一般業務用での使用は、移動体識別用、スポーツ・レジャー用のうち競技・訓練用のみとし、周波数の使用に関する条件は「一般業務用での使用は移動体識別用、スポーツ・レジャー用のうち競技・訓練用に限定」と明確に記載するべきであると考えます。

※1 スポーツ・レジャー用は、スポーツ・レジャー用のうち、下記に適合する競技及びこの訓練用に限ることとし、一般での利用は不可とする。

ア 免許主体及び開設の条件

(ア) 免許主体

スポーツの競技会（広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような競技会を除く。以下同じ。）を主催し、共催し、又は主管する法人であること。

(イ) 開設の条件

競技場（収容人員が 15,000 人以上のもの又は収容人員が 15,000 人未満のものであって、他の無線システムと共用可能なことが確認されたものに限る。）で開催するスポーツの競技会において、その競技の円滑な進行及びその訓練に使用するものであること。

イ 通信事項

競技及び訓練に関する事項であること。

ウ 移動範囲

ア(イ)の条件を満たす競技場内であること。

2. 周波数割当計画においてスポーツ・レジャー用の使用周波数（928.5MHz を超え 929MHz 以下）を明確にし、別表の記載も移動体識別用、スポーツ・レジャー用に限定して記載すべきである

今回、競技訓練用無線の導入に向けた制度整備に伴い、915～930MHz の一般業務用無線局における周波数割当計画の周波数の使用に関する条件は、「一般業務用のうち、移動体識別用への割当ては、別表 6—2 による。」とされていますが、競技訓練用無線の周波数は別添 2 の告示案によれば、九二八・五 MHz を超え九二九 MHz 以下の周波数であるため、新たな別表として、競技訓練用無線の周波数（928.5MHz を超え 929MHz 以下）を明確に記載すべきであると考えます。

以上